

令和7年度における奈良県公契約条例の見直し内容

見直し項目

[1][4]は委託と指定管理のみ
[2][3]は工事、委託、指定管理に適用

▶ 令和7年4月1日から適用

- (1) 特定公契約の業者選定時における社会的価値の評価をより高く
社会的価値の評価点数の上限を**10%から12%**に引き上げます
- (2) 適正な労働環境の確保を推進する
賃金支払状況等報告時に、事業者に**労働関係法令遵守**
(労働条件明示・就業規則周知)の対応結果を求めます
- (3) 事業者の事務負担を軽減する
賃金支払状況等報告の**報告内容を減らします**

▶ 令和7年秋から適用(「奈良県SDGs企業認証」開始日から)

- (4) 事業者の幅広い取組を評価し、奈良県SDGs企業認証の取得を促進
総合力評価コースを新設し、奈良県SDGs企業認証に加え、
労働と雇用の取組を行えば、一気に**12%満点取得**へ

【1】業者選定時の社会的価値の評価点数上限を引上げ

令和7年4月1日から

改正前

評価項目6項目の配点は各2%で合計12%となるが、最高得点(上限)を10%に設定

改正後

最高得点(上限)を10%から12%に引上げ

評価項目	配点
1 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録	上限2%
2 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況	上限2%
3 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況	上限2%
4 保護観察対象者等の雇用の状況	上限2%
5 環境に配慮した事業活動の状況	上限2%
6 人権意識の向上に係る取組の状況	上限2%
最高得点(上限)	10%



配点
上限2%
12%

総合評価入札において社会的価値の評価割合を拡充しました。

【2】(3) 賃金支払状況等報告書の様式の見直し

令和7年4月1日から

【見直し①】労働条件の明示や就業規則の周知を確認する項目を新設

確認方法：確認欄を追加し、法令遵守について申告

【確認欄】労働条件明示：労働者の雇入れ・変更時に賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示している。

就業規則周知：常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、

作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知している。

(常時使用する労働者が10人未満のため作成していない場合は、「その他」を選択してください。)

【見直し②】賃金総額、労働日数、労働時間等を削除

改正前		改正後		
特定公契約の名称		特定公契約の名称		
契約の相手方		契約の相手方		
契約期間		契約期間		
報告者		報告者		
賃金支払日		賃金支払日		
労働保険番号		労働保険番号		
従業員氏名		労働条件明示	対応済	未対応
年齢		就業規則周知	対応済	未対応
賃金形態				その他
対象とする 支払賃金の状況	賃金総額			
	うち対象外の諸手当			
	対象額			
	労働日数			
	労働時間			
1時間当たりの賃金		1時間当たりの賃金		
適用される	都道府県名	適用される	都道府県名	
最低賃金	最低賃金額	最低賃金	最低賃金額	
社会保険の	加入の有無	社会保険の	加入の有無	
加入状況	未加入理由	加入状況	未加入理由	

見直し①

追加

削除

【見直し②】
賃金総額欄等
を削除

【4】奈良県SDGs企業認証取得の加点評価を導入

「奈良県SDGs企業認証」開始日から(令和7年秋頃予定)

【見直し】特定公契約に該当する業務委託・指定管理について、
奈良県SDGs企業認証制度を評価項目とする総合力評価コースの新設

	標準配点コース	総合力評価コース 新設
評価方式	各項目を個別に評価(女性活躍・障害者雇用・人権研修など)し、各項目ごと要件を満たせば加点	奈良県SDGs企業認証に加え「労働環境の整備」「雇用機会の拡充」の取組を各1つ以上実施すれば満点加点
得点の上限	最大12%(積み上げ式)	12%(満たせば一括加点)
コース選択	評価を受ける事業者はいずれかのコースを選択(※コース間の重複加点はなし)	
活用イメージ	個別取組を積み上げて少しずつ加点を得る	SDGsに積極的な企業は認証取得で一気に満点加点が可能



社員・シャイン登録と障害者雇用で4%は取れてるけど、他の加点が難しい…。会社として他にも取り組んでいることはあるんだけどな。

SDGs企業認証
を取得したら



環境にも取り組んでSDGs企業認証を取得！
その結果、総合評価入れで満点の12%に！
やってよかった、SDGs！